

令和3年9月 吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークショングループ

重 要

アライ建機オークション規約別紙 改定のご案内

拝啓 秋晴の候、貴社ますますご発展のこととお慶び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、令和3年10月1日より下記の通り弊社建機オークション規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できるよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

令和3年10月1日

内 容

規約改定

1. 総則の一部改定
2. II. 会員 3. 禁止行為並びに会員登録の停止及び取消等
(14)～(16)の新設と改定
3. VI. 契約の解除 1. 所有権等の疑義と契約解除 (1)の改定

1. 総則の一部改訂

《現在》

アライ建機オークション規約（以下、本規約と称します）は、荒井商事株式会社（以下、当社と称します）が主催する中古建設機械オークション（以下、オークションと称します）について以下のとおり規定するもので、オークションへ参加する者は、当社が主催する中古自動車のオートオークション規約（当社ホームページ URL：<http://www.araiaa.jp/>）に掲載のアライオートオークション会員規約のうちのオートオークション規約を指し、以下グループ規約と称します）並びに本規約及び別紙に定める諸規定に同意し遵守するものとします。

また、本規約とグループ規約の内容が相違する場合は、本規約が優先するものとし、その他の部分については、本規約とグループ規約がともに適用されるものとします。



《改定後》

アライ建機オークション規約（以下、本規約と称します）は、荒井商事株式会社（以下、当社と称します）が主催する中古建設機械オークション（以下、オークションと称します）について以下のとおり規定するもので、オークションへ参加する者は、当社が主催する中古自動車のオートオークション規約（当社ホームページ URL：<http://www.araiaa.jp/>）に掲載のアライオートオークション会員規約のうちのオートオークション規約（バス・トラック）を指し、以下グループ規約と称します）並びに本規約及び別紙に定める諸規定に同意し遵守するものとします。

また、本規約とグループ規約の内容が相違する場合は、本規約が優先するものとし、その他の部分については、本規約とグループ規約がともに適用されるものとします

2. II. 会員 3. 禁止行為並びに会員登録の停止及び取消等 (14)～(16)の新設と改定

《現在》

(14) その他、当社が会員として不適格と判断する行為。



《改定後》

(14) 当社が管理する敷地内において、当社の許可なく写真・動画撮影および録画等を行うこと。

(15) 当社が管理する敷地内において、自らまたは当社、その他第3者が撮影または録画した写真・動画・音声等を当社の許可なく使用すること。

（当社のホームページやSNSに掲載している画像を含むが、それに限られない。）

(16) その他、当社が会員として不適格と判断する行為。

3. VI. 契約の解除 1. 所有権等の懷疑と契約解除 (1)の改定

《現在》

- (1) 落札機械・落札車両について、IV.3項(2)号及び(7)号に該当する事由が存する場合には、落札者は、当該事由に該当することを当社に申立するとともに、当社が、落札者からの申立を認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。なお、売買契約が解除された場合、警察、行政当局の指示により出品者に機械・車両が返還されない場合や、返還された機械・車両がいかなる状態であっても、出品者は、受領した機械・車両代金、落札者が負担した実費（逸失利益および違約金等を除く）を支払うものとし、当社は契約解除が成立した後、オークション計算書にて、機械・車両代金、実費を請求するものとします。また、本号による契約解除は、出品者に対するペナルティ（当社裁量による）の対象となります。



《改定後》

- (1) 落札機械・落札車両について、IV.3項(2)号及び(7)号に該当する事由が存する場合には、落札者は、当該事由に該当することを当社に申立するとともに、当社が、落札者からの申立を認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。なお、売買契約が解除された場合、警察、行政当局の指示により出品者に機械・車両が返還されない場合や、返還された機械・車両がいかなる状態であっても、出品者は、受領した機械・車両代金、落札者が負担した実費（逸失利益および違約金等を除く）を支払うものとし、当社は契約解除が成立した後、オークション計算書にて、機械・車両代金、実費を請求するものとします。また、本号による契約解除は、出品者に対するペナルティ（当社裁量による）の対象となります。

但し、当該機械・車両が日本国外へ輸出（国内税関等通過を含む）した場合、原則として対象外とします。

以上

